

早稲田大学臨床法学教育研究所招聘研究員
佐藤 裕則

問1 修習指導のねらい

問1では、司法修習生の指導にあたって、何を修習のねらいとしているのかを複数回答で尋ねた。最も回答が多い選択肢は「法実務の現状を認識させる」(78.2%)であり、大多数の回答者が挙げている。回答がおおよそ二分されたのは、「法実務の技能を習得させる」(61.1%)と「法曹の社会的使命を認識させる」(50.4%)である。回答が少なかつたのは、「法実務の文化」に馴染ませる(32.6%)、「法曹倫理を体得させる」(31.4%)、「法知識と法理論の理解を確実にする」(21.2%)、「修習後の進路の判断材料を提供する」(18.5%)であり、もつとも回答が少なかつた「法実務の改善を考えさせる」は、1.3%にすぎなかつた。

問2-1 修習指導への関与人数

問2-1は修習指導に実質的に関与する弁護士の人数を尋ねた。全体のうちでは、単独との回答が34.5%、複数との回答が65.0%であり、さらに複数と答えたうちでは、2人が37.7%、3人が31.5%、4人が11.5%、5人以上が18.4%であつた。小規模単位会所属の指導者の回答に単独と2名の回答が多い一方、大規模単位会の指導者には2人以上の回答が比較的多く、5人以上との回答は30.5%にのぼる。

問2-2-1 法律相談

ここでは、法律相談において認められる修習生の関与の内容を具体的に尋ねた。法律相談への同席は、92.5%とほとんどの指導者が認めている。しかし、修習生に行わせるのは、同席のみ(34.2%)と状況により発問を行う(54.9%)があわせて約9割であり、積極的な発問や修習生自らによる回答など、修習生の積極的な関与はほとんど認められていない。聞き取り調査の作成は、させるとの回答が28.3%で、させないが64.5%である。

聞き取り調査の作成について、させないとの回答が多いが、この回答は、単なるメモ以上の、「調査」と言えるほど形式が整つたものは作成させていないという趣旨である可能性もある。証拠として裁判所に提出する意図がある場合は別として、そこまでの文書を作成する手間はかけないのが実務の常態かもしれない。このことは、以下に見る、問2-2-2、問2-2-3、及び問2-2-4での聞き取り調査に関する質問についても同様である。

年齢、司法修習期、弁護士登録年を見ると、それぞれ60歳代以上、20期代まで、登録年が1979年までという最もベテランの層が、法律相談への同席しか認めない割合が

最も低く、状況による発問を最も多く認めている。逆に年齢、修習期、登録年が若くなるほど、積極的な関与を認めない傾向にあるが、最も若い層である、30歳代、50期代以降、登録年2000年以降の指導者は、状況による発問を認める割合がある程度高くなっている。グラフに表すなら、緩いU字型になるであろう。

問2-2-2 受任事件(民事)の依頼者面談

受任事件(民事)の依頼者面談における修習生の関与については、同席させるとの回答が91.5%とほとんどを占めるが、その場合に修習生に認められるのは、同席のみ(27.5%)、状況によって発問を行う(62.1%)があわせて約9割であり、積極的な発問や修習生自らによる法的問題への回答を行わせている指導者はほとんどいない。聞き取り調査の作成は、させるが33.7%で、させないとの回答が60.5%であり、法律相談よりも作成させる割合が若干少なくなっている。

回答者の年齢を見ると、60歳代以上のベテランと30歳代の若手には、同席のみとの回答が比較的少なく、状況により発問を行わせるとの回答が多い傾向が見られる。

問2-2-3 交渉・示談

交渉・示談については、修習生に同席を認めるとの回答が77.7%と大多数だが、デリケートな性質の業務であるためか、前述の法律相談や受任事件(民事)よりかなり少なくなっている。修習生に認められているのは、同席のみ(82.5%)が大多数であり、ここでも前述の法律相談や依頼者面談と同じく、修習生の積極的な関与はほとんど認められていない。聞き取り調査の作成は、させるとの回答が19.0%で、させないとの回答は52.3%である。

法律相談や依頼者面談と比べて、聞き取り調査を作成させるとの回答が少ないのは、同席が認められる割合が比較的小さいのと同じく、交渉・示談という業務の繊細さ、複雑さが理由と推測される。

問2-2-4 文書起草(民事案件・刑事案件)

問2-2-4では、民事案件と刑事案件のそれぞれについて、どのような種類の文書起草を行わせているかを複数回答で尋ねた。これについては、文書の種類によって回答が大きく異なつた。民事案件に関しては、訴状は96.4%、準備書面は86.1%、内容証明郵便付文書は89.4%とほとんどの指導者が起草させている。陳述書は61.3%、契約書は57.1%と過半数であるが、起草させない指導者も少なくない。刑事案件については、弁論要旨は91.5%とほとんどが起草させているが、示談書は32.3%、陳述書は16.6%であり、起草させている指導者は少ない。

これらの文書について修習生に起草させていると回答されていないのは、二ヶ月間の弁護士修習期間中にそのような業務の依頼がなかったためであるとか、当該の指導弁護士が扱う業務範囲の関係上、作成する機会が少ないためである可能性がある。例えば、個人からの依頼が主である弁護士の場合、契約書を作成する機会はずっとほとんど無いのが普通であろう。民事における契約書や、刑事における示談書、陳述書について、修習生に起

案させているとの回答が少ないのは、これらが一因であると推測される。

民事案件での陳述書と契約書については、年齢が高く修習期と登録年が早いほど、起草させているとの回答の割合が高い傾向にある。刑事案件での示談書と陳述書についても、年齢が高く修習期と登録年が早いほど、起草させているとの回答の割合が高い傾向が見られる。

問2-2-5及び問2-2-6 手続への修習生の立会い（民事事件・刑事事件）

問2-2-5及び問2-2-6では、民事事件手続と刑事事件手続のそれぞれについて、修習生の立会いを認めないものがあるかどうかを尋ねた。民事事件手続に関しては73.5%、刑事事件手続では85.1%が、修習生の立会いを認めないものはないと回答している。立会いを認めないものがあると答えた回答者の自由記述から主なものを挙げると、依頼者等が望まない場合、プライバシーや機密性が問題となる事件、暴力関係の事件、依頼者に精神的問題がある場合などである。

民事事件、刑事事件のどちらについても、指導者の年齢が高いほど、手続への立会いを認めないものはないとの回答が多い傾向が見られる。

問2-2-7 事実調査

問2-2-7では事実調査への修習生の関与について尋ねた。修習生に事実調査を行わせているとの回答は全体の55.0%であり、調査をさせないとの回答も38.4%と少なくない。修習生に事実調査を行わせていると答えた回答者に、さらに修習生に行わせない種類の事実調査はないかどうか尋ねたが、そのような事実調査はないとの回答が81.8%であり、事実調査をさせる以上は、すべての種類の調査を行わせる指導者が大多数である。修習生に行わせない種類の事実調査があると回答をした指導者に、そのような調査を自由記述で具体的に記入してもらったが、そこには、依頼者等に直接接触することや、プライバシーに関係するもの、修習生の能力を超えるもの、危険が憂慮されるものなどが挙げられている。38.4%ある修習生に事実調査をさせないとの回答の理由にも、これらが関係するのではないかと推測される。

問2-2-8、問2-2-9及び問2-2-10

法情報調査、事件記録及び裁判報告会

問2-2-8、問2-2-9、問2-2-10では、法情報調査、事件記録の検討、裁判検討会への参加について尋ねた。法情報調査（96.9%）と事件記録の検討（99.6%）はほぼすべての指導者が行わせている。裁判報告会に参加させているとの回答は73.8%と若干減少するが、無回答が約2割あり、参加させないとの回答は7.9%のみである。

問2-2-11の自由回答欄にもその旨の記述が見られるが、「裁判報告会」がどのようなものを目指すのか把握できなかった回答者が少なからずいた可能性がある。これが裁判報告会への参加に関する問いに無回答が多かった原因であると推測される。

問2-2-11 その他修習生に行わせていること

問2-2-11では、以上の他に修習生に行わせていることを自由回答で記入してもらった。各種委員会への同席との記述が非常に多く、その他、事務員が行う実務を行わせる、可能な限りすべての弁護士活動を見せる、接見への同席などが挙げられている。委員会活動に同行させるのは、基本的に弁護士活動のすべてを見せるという趣旨のようであり、事務員の仕事を任せるとは、現実の法実務の流れを理解させるという目的と、開業時に役立つようという配慮とがあるようである。

小括

問2の回答集計結果から確認されたのは、法律相談、受任事件（民事）の依頼者面談、示談・交渉、手続（民事事件・刑事事件）のすべてに共通して、修習生の同席や立ち会いは広く認められているもの、積極的な関与はほとんど行われていないということであった。これは、問1で尋ねた修習指導のねらいに対する回答と調和する結果である。また、おそらく多くの弁護士の実感とも合致するであろう。

いくつかの問いへの回答では、年齢、修習期、登録年数の点でベテランと若手の指導弁護士は修習生の積極的な関与を認める割合が相対的に高い一方、中堅層は積極的な関与させる割合は低いという、緩いU字型の傾向が示されていた。本調査からはこのことの原因は明らかにならなかった。

自由記述欄を含めた回答全体から窺えるのは、修習生に弁護士の実務に積極的に携わらせるというよりも、弁護士実務をできるだけ「見せる」という姿勢である。その理由としては、指導弁護士が考える弁護士修習の目的、指導弁護士が扱う業務範囲、業務や事件の性質、二ヶ月という弁護士修習期間の制約などが推測されるが、弁護士修習は通常の弁護士業務に付随する形で行われるということが根本的な原因であろう。

この形態で行われる弁護士修習には、現実の実務からでなければ得られない多くのことを得られるという代え難いメリットがあることは言うまでもない。しかしその反面、一定の限界があることも事実である。例えば文書起草についての質問で見たように、弁護士が稀にしか行わない業務については学ぶことができない。また、弁護士業務は基本的に依頼者から報酬を受ける対価として法的サービスを提供するものである以上、費やせる時間と労力は基本的にその報酬と見合うものでなければならぬ。教育目的を全面的に出すようなことは躊躇われるし、依頼者に法的サービスを提供する上で障害になりうる事例は修習生に行わせることができない。

このような限界が、修習生に実務を「見せる」という姿勢に繋がっているのであろう。問1で尋ねた弁護士修習指導のねらいに関する質問に対して、「法実務の技能を習得させる」という回答が61.1%であった。しかし、弁護士実務を「見せる」だけでは、十分に技能を習得させることはできない。司法修習と臨床教育を含めた法科大学院教育との連携を推進することによって、弁護士修習の限界を補充し、全体としての法曹養成の質を高める方向を探るべきである。

また、弁護修習にも、修習生をもっと積極的に携わらせることで教育的効果を高める余地はあるのではないかと思われる。例えば、問2-2-1や問2-2-2で見たように、法律相談や民事事件の依頼者面談の際に聞き取り調書の作成は行われないことも多いが、普段の実務ではそのようなことは行わないとしても、修習生がいるのならば調書を作成させることで、単に受動的に相談や面談を傍聴させるのではなく、能動的な思考を促すこともできるのではないだろうか。

日本弁護士連合会が2011年8月に「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」を発表しているように、司法修習と法科大学院の連携や役割分担に関する議論の機運は高まりつつある。本調査を含めた実証的な根拠に基づき議論が今後さらに広範かつ活発に展開され、法曹教育の発展に結びつくことが望まれる。

司法修習生の能力と技能についての指導弁護士の評価
—アンケート分析(問3関連)—

國學院大学大学院法務研究科教授
四宮 啓

問3 指導された司法修習生の技術と技能について

1. 単純集計結果

単純集計結果は以下のとおりである。

肯定的評価と否定的評価に大別できるよう、「十分である」と「ある程度十分である」を合算した数字(以下「肯定的評価」と、「やや不十分である」と「全く不十分である」を合算した数字(以下「否定的評価」)を下線を付して掲載した。

① 法的知識

十分である(7.5)
ある程度十分である(54.3) 肯定的評価61.8
やや不十分である(34.1)
全く不十分である(2.1) 否定的評価36.2
無回答(2.1)

② 書面作成(訴訟書類が多い：問2-2-4参照)

十分である(4.0)
ある程度十分である(44.8) 肯定的評価48.8
やや不十分である(42.9)
全く不十分である(4.9) 否定的評価47.8
無回答(3.3)

③ 事実の分析能力

十分である(12.9)
ある程度十分である(59.5) 肯定的評価72.4
やや不十分である(22.7)
全く不十分である(0.4) 否定的評価23.1
無回答(4.5)

④ 情報調査能力

十分である(3.6)
ある程度十分である(41.1) 肯定的評価44.7